

TOKYO 人権

●インタビュー／織田友理子

健常者と障害者を経験した私だからできること

(設備)
ハードだけでなく
(心)
ハート♡のバリアフリーも進んだ国にする

●特集

障害者差別解消法を
読み解く

●手話が公用語のスーパカフェ
「Sign with Me」



健常者と障害者を経験した
私だからできること

ハード^{設備}だけでなく ハート^心のバリアフリーも 進んだ国にする

おだ ゆり こ
織田 友理子^{さん}

NPO法人PADM(遠位型ミオパチー患者会)代表
車椅子ウォーカー 代表

22歳のときに、進行性の筋疾患「遠位型ミオパチー^{えん い がた}」と診断された織田友理子さん。日本国内の患者数はわずか数百人程度という非常に珍しい病気で、治療法も未だ確立されていません。織田さんは、病気が進行し身体が不自由になっていく中、結婚・出産を経験しました。この病気の指定難病獲得に取り組んだり、車椅子ユーザー^{ユー チューブ}であるご自身の視点からレポートした各地のバリアフリー情報をYouTubeで発信するなど、精力的に活動しています。そんな織田さんに、障害者がもっと社会参加できるようにするために必要なこととは何か、お聞きしました。

—「遠位型ミオパチー」とは、 どういう病気ですか。

「ミオパチー」とは、筋肉が萎縮する病気の総称です。「遠位型」は、心臓から遠い部位から症状が始まるという意味で、手足から他の部分へ症状が進みます。発症から10年くらいで車椅子生活になるといわれています。命に別状はないのですが、症状が進むと寝たきりの生活になります。20代から30代で発症することが多く、私は大学生のときに症状が出始めました。

最初は友達と同じ早さで歩くことができなくなり、大学に入学するころには毎日転ぶようになりました。手の指に力が入らず、ペットボトルのふたも開けられなくなりました。2002年、大学4年生のときに、家族に促されて初めて病院へ行き、そこで遠位型ミオパチーだと診断されました。医師から「患者数は数百人^{しっぺい}くらいしかいない超希少疾病で、国の指定難病にもなっていないし、治療法もまだ無い」と知らされました。それでも、そのときは「病は気から」だなんて本気で思っていて(笑)、公認会計士の試験に向けて、

前向きに努力していましたね。しかし、字を書くのも、電卓をたたくのも日に日に難しくなって、受験会場に行くのもやつの状態に。何度もチャレンジしましたが受かりませんでした。自分の未来が病気に左右されてしまうことが悔しく、とても落ち込みました。

—難病と闘いながら、結婚し、出産されましたね。

夫の洋一と出会ったのは大学1年生のとき。まもなくして付き合い始めましたが、病気が分かったときに、私から別れを切り出しました。私の病気のせいで彼の将来を台無しにしてしまうのではないかと心配だったんです。その後も事あるごとに別れようとしたのですが、いつも彼は「別れない」の一点張り。でも、2005年に主治医から「病気が進行すると出産や育児が難しくなる」と言われ、今度こそ別れなければと思いました。泣きながら話しましたが、彼は冷静に「じゃあ、結婚するなら今だね」って。私も頑固ですが、彼もかなり頑固です（笑）。その後すぐに私たちは結婚し、2006年8月に長男の栄一を出産しました。

今、彼は私の日常のすべてのサポートを引き受けてくれています。活動においても重要なパートナーで、彼がいなくては今のようには働けなかったでしょう。私だったらこんなに献身的になれないなあと思う。だから、彼には感謝してもしきれないくらいです。

—症状が進行していく過程で、何を感じましたか。

いつかは車椅子生活になると分かっていたても、自分が障害者になることは受け入れられませんでした。だから、病気だと診断された後も障害者としての自覚はありませんでした。でも、2010年にデンマークへ留学し、当事者運動の研究を通して「健常者とは異なる不便や困難の解決・改善に取り組むには“障害者としての自覚”が必要」だと気付いたんです。それで、私は「自分は障害者なんだ」と思えるようになりました。

事故などである日突然に車椅子利用者になる方とは異なり、私の場合は、障害が少しずつ進んでいきます。その段階ごとに、健常者のときには想像すらできなかったさまざまなことに気づくことができるんですね。だから私は、経験すべてが財産だと思うし、健常者と障害者、両方の経験を持つのは、私ならではの強みだと思っています。

ただ、障害のある人たちが「自分は障害者だ」と強く自覚をしなくては生きられない社会というのは、それだけ不便や困難があることを意味していると思うのです。将来的には、たとえ障害があっても、それを意識せずとも普通に生活ができる社会になってほしいですね。だから、障害者と健常者を分けることは、本質的には間違いなのだと思います。

—患者会の立ち上げに加わったのはどうしてですか。

最初は「患者会は、同じ病気の人たちが慰めあうための場所」という思い込みがありました。「私は一人で大丈夫だから、そんな場所はいらない」と思っていたんです。でも、どんなに毎日が充実していても、日々生活していく中で疑問はたくさん湧き起ります。「自分の今の病状に最適な福祉機器は？」とか「車椅子のリフト導入のために福祉制度を利用するには、どんな手続きが必要？」とか。その答えを得るには、同じ境遇にある他の人たちの存在はとても大きいと知りました。進行性の病気だと「この先、どうなるのだろう」と漠然とした不安にも陥りがちですが、他の人たちがいろいろな経験を話してくださり、不安が和らぐこともあります。それで私は、遠位型ミオパチー患者会 パデム PADM (Patients Association for Distal Myopathies) の発足に関わることにしました。

自分たちに必要なことを地道に進めようとの思いから、まずはインターネットを通じて知り合った同じ病気の方たちと一緒に全国で街頭署名を始めました。204万を超える署名を集めることができ、これが強力な後押しとなって2015年1月に遠位型ミオパチーは「指定難病」となり、国の医療費助成を受けることができるようになりました。一方、治療薬開発の可能性が見えてきたので、PADMではシンポジウムを開催したり、採算面で難しい希少疾病のための新薬開発に取り組んでくださる製薬会社を探すなどしてきました。また、治験の被験者としても会員が協力しています。薬ができるまでには、まだ時間と莫大^{ばくだい}な開発費が必要ですが、諦めずに続けていこうと思っています。

—PADM が受賞したコンテストについて聞かせてください。

グーグル「Google インパクトチャレンジ」は、インターネット検索サイト大手のGoogle社による、テクノロジーを活用した社会貢献のアイデアコンテストです。

PADMは、世界中の車椅子ユーザーが訪れた場所の情報をスマートフォンで収集し、当事者の投稿でバリアフリー地図を作っていくという「みんなで作るバリアフリーマップ」というアイデアを応募しました。嬉しいことに2015年の3月にグランプリをいただいて、今、少しずつ実現に近づいているところです。

アイデアの背景には、2014年1月から私が個人的に運営している動画サイト「車椅子ウォーカー」があります。障害者でも外出や旅行を楽しみたい気持ちは健常者と変わりません。でも、車椅子だと行った先がバリアフリーになっているかどうか心配です。そこで、

私が国内外のいろいろな場所を訪ね、そのときの様子を動画で発信しているんです。新幹線や飛行機、船への乗り降り、回転寿司やいちご狩り、川下りなど、車椅子では行くのが難しそうな、でも実際に行って楽しむことができた様子を動画サイトで見ることが出来ます。「車椅子でもいろんなところに行けるし、こんなに楽しめるよ!」という情報をみんなが個々に持っています。それらを一つの地図アプリに集約して、みんなで共有できたらいいなと思ったのがきっかけです。

—2016年4月から「障害者差別解消法」が施行されますね。

障害のある人たちが他の人たちと同じように社会へ出ていく、ということを阻んでいるさまざまな障壁があります。それを取り除くためには、社会全体で取り組まなくてはいけないという法的な裏付けができたのだと思います。だから、法律ができたこと自体は、大きな進歩だと思います。この法律には「合理的配慮」についても述べられています。しかし私は、「法律だから」ではなく、困っている人に対して必要な手助けが自然にできる社会になってほしいと思っています。

海外ではテレビドラマなどに車椅子ユーザーが登場するのは決して珍しくないし、それに対して特別な反応をする人もいません。街なかでもみんな普通に接してくれます。でも日本では、みんなが障害者に慣れていないせいで、意識の壁があるように感じるんです。子供のころから障害者に接していれば、自然に手助けできるようになると思います。海外でとても感じるのですが、日本のバリアフリーはすごく充実しています。ハード（設備）のバリアフリーは世界に誇れるほど素晴らしいのだから、ハート（心）も世界水準になったらいいなと思います。

—今後の抱負を聞かせてください。

2016年春に「みんなでつくるバリアフリーマップ」の試用版ができる予定です。モニターのみさんに協力してもらい、早く実用版を完成させたいですね。

「車椅子ウォーカー」は、撮影も編集もボランティアさん頼みの状態なので、将来的には仕事として成り立たせたいと思っています。今は、私の体験記ばかりですが、いずれは他の車椅子ユーザーさんたちにもレポートをお願いしたいです。「オリンピック・パラリ

●NPO法人PADM(遠位型ミオパチー患者会)
http://enigata.com/

PADM

●車椅子ウォーカー
http://www.oda-y.com/



ンピック開催地の車椅子ユーザーが、現地の情報を発信するシリーズなんかがあると嬉しいね」と、夫と話しながら構想を膨らませています（笑）。

生きていれば誰だって、何かしらの困難に直面したり、悩んだりすると思うんです。私の場合、車椅子ユーザーだから困難が可視化されているだけ。これからも、今の自分だからこそできること、私の役割は何かを探して、私らしく人生を送りたいと思っています。

インタビュー／鎌田 晋明（東京都人権啓発センター 専門員） 編集／那須 桂
撮影（表紙・2～4ページ）／細谷 聡
取材会場／eggcellent 六本木店

profile

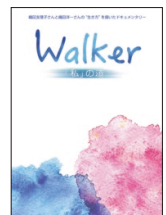


●織田友理子（おだ・ゆりこ）

1980年生まれ。創価大学経済学部卒。NPO法人PADM（遠位型ミオパチー患者会）代表。2002年、22歳のとき進行性の筋疾患「遠位型ミオパチー」と診断を受ける。2005年、結婚し翌年に男児を出産。これ以降、車椅子生活となる。2008年、PADM発足に運営委員として携わる（2015年より代表）。2010年、公益財団法人ダスキン愛の輪基金の障害者留学支援制度により、半年間にわたりデンマークで当事者運動について学ぶ。2014年、バリアフリー旅行情報を発信する動画サイト「車椅子ウォーカー」を個人で開設。2015年3月、PADMの「みんなでつくるバリアフリーマップ」がGoogleインパクトチャレンジのグランプリを受賞。福祉社会の構築に向けて国内外で講演活動など多忙な毎日を送る。DVD教材に『Walker「私」の道』（株式会社ブロックス 企画・制作）、著書に『心さえ負ければ、大丈夫』『ひとりじゃないから、大丈夫。』（いずれも鳳書院刊）がある。



『ひとりじゃないから、大丈夫。』
織田友理子 著
鳳書院 刊



DVD
『Walker「私」の道』
（株）ブロックス 発売
※このDVDの収益は
PADMに寄付されます。



社会とつながる「有り難う」の場

手話が公用語のスーパカフェ「Sign with Me」

文京区本郷に「手話が公用語」をうたうスーパカフェ「Sign with Me」があります。オーナーの柳匡裕さんをはじめ、スタッフはろう者※です。ろう者がろう者を雇う場をつくりたいという思いで開店した柳さんは、スープという温かい料理を通して障害者も「ありがとう」と言われる社会を目指しています。

※本記事では、聴覚障害者を「ろう者」、聴覚に障害がない人を「聴者」と表します。

音楽が静かに流れる店内に入ると「いらっしゃいませ」の声の代わりに、スタッフが手話で迎えてくれます。壁には特大のホワイトボード。日本語だけでなく様々な国の言語でメッセージが残されています。“手話が公用語”のこのお店では、聴者はオーダーの際にはメニューを指さしたり、ホワイトボードやブギーボードという電子メモパッドを使って店員とコミュニケーションします。

「スタッフ同士の会話を手話でできるので、ストレスなく働くことができます。ここが初めてのアルバイトです。以前、アルバイトをしようと思っても耳が聞こえないからと断られたことがあります」と手話で語る男性店員。現在大学3年生の彼は、1年生の頃から働いているとあって、接客やスープの調理など手慣れた様子で業務に当たっています。

ろう者であるオーナーの柳さんは、デザイナーや車両研究開発など様々な仕事を経験するなかで、障害者の就労の厳しい現実と直面しました。「就労においてろう者には特有の困難があります。それは仕事をするうえで最も基本となるコミュニケーションの壁です。聴者も最初は努力してくれますが、そのうちに諦めてしまう。情報も共有できず、自分の意見も言えなくなり、結局、ろう者は孤立感を深めていく。他の障害に比べて聴覚障害は転職率が高く、給料も低いというデータがあります」。



柳匡裕さん

この問題を解決するには、ろう者がろう者を雇う場を作れば良いと思い、柳さんは「ありがとうの種」という会社を起業しました。「ある時、とても繁盛しているインド料理店に入ったら店員全員がインド人でした。日本語がうまく通じず、英語で筆談しました。これだと思いました。ろう者が経営する店があってもいい。そしておいしければ必ずお客さんは来てくれる」。柳さんは、スーパカフェを展開する企業の協力を得てお店をオープンさせました。

「Sign with Me」はろう者が社会とつながる場でもあると柳さんは言います。「今の福祉の発想は、



聴者はメニューを指しながら注文する。

障害者には失敗させず、無難を良しとするものになりがち。しかし、何もかも『してあげる』『してもらう』という無難な関係のままでは、自分の存在価値を見失い、社会とつながる実感が得られない。我々はその実感がほしい。懸命に汗水流して働く“難”があって得られる感謝の言葉は、社会とつながる実感を与えてくれるのです。ですから『ありがとう』は『有り難う』なのです。私は障害者も対等に『ありがとう』と言われる社会をつくりたいのです」。

4月には文京区内に2号店がオープン予定です。柳さんは「福祉にしろ雇用にしろ、健常者すなわちすでに多くのものを“もつ者”の都合が優先された社会の仕組みに依存するのではなく、自立のあり方を探りたい。できることとできないことがあるのは障害者も健常者も同じ。障害者は『違い』を説明できる力をもつためにも、当事者の手で当事者が能力を発揮できる環境をもっとつくっていかないと」と強調します。柳さんは若いアルバイトの姿を見ながら「働く喜びを知り、行動を起こしている姿を見ると私もうれしいです。今まいている種が、次の世代に花を咲かせられるように頑張りたい」とにこやかな笑顔を見せてくれました。

インタビュー／林 勝一（東京都人権啓発センター 専門員） 編集／脇田 真也
手話通訳：東京手話通訳等派遣センター

もっと知りたい!

『Sign with Me: 店内は手話が公用語』
著者 柳匡裕 / 発行 学研教育出版

ろう者が能力を存分に発揮できる社会はどうしたら実現できるのか。自身が歩んだ幾度の挫折からカフェ開業までをオーナー自らが語る。

<取材先情報>

・Social Café Sign with Me
〒113-0033 文京区本郷 5-23-11 野神ビル 2F
FAX: 03-6801-8820 <http://signwithme.in/>



Social Café
Sign with Me

障害者差別解消法を読み解く

社会に求められる合理的配慮とは

障害に基づく差別を禁止して、障害のある人となない人との平等な機会を保障するために「障害者差別解消法」¹は2013年6月に成立しました。この法律の成立に伴い日本は「障害者権利条約」²を批准しました。ガイドラインの整備などの準備期間を経ていよいよ今年4月から施行されるこの法律の内容をご紹介します。

Nothing About Us Without Us ! 私たち抜きに私たちのことを決めないで

障害に基づく差別をなくし、障害者も社会の一員として尊厳をもった生活を実現することを目的とした障害者権利条約は、2006年12月に国連総会で採択されました。この障害者に関する初の国際条約の審議には、各国の政府だけでなく、民間の障害者団体にも参加と発言が認められました。議場で繰り返されたのは、当事者による「私たち抜きに私たちのことを決めないで」との言葉でした。審議をたびたび傍聴した、NPO法人日本障害者協議会代表で全盲の藤井克徳^{ふじい かつのり}さんは、次のように振り返ります。「まるで議場の壁に染み入るように、この言葉は印象的に響きました。審議の終盤には、政府関係者も、この言葉を引用するようになったのです」。

当事者の参加によって生みだされた条約全体を貫いているのは平等の実現という考えです。それを象徴するのが「他の者との平等を基礎として」というフレーズです。25項目の前文と50条から成る条約の中で35回使われているこのフレーズの意義を藤井さんは次のように言います。「条約は、障害者のための特別な新しい権利^{うた}を謳っているわけではないのです。障害者の暮らしを健常者と同じレベルにしましょうと訴えているのです。つまり、障害者の権利が奪われている今の社会に対するイエローカードなのです」。

条約の実質的な批准を求めて

日本政府は当初、2009年に条約を批准するための閣議決定を行う方針でしたが、多くの障害者団体は批准前に、不十分な国内法の整備を求めました。既存の法律が条約の求める水準より下回っている現状では、条約が十分に活かされないためです。例えば、障害者を差別してはならないことは障害者基本法で基本理念としては明記されていましたが、その具体的な方法を

定めた法律がありませんでした。障害者団体の主張を受け入れた政府は批准を見送り、「障がい者制度改革推進本部」を設置し、制度改革に着手します。その議論には条約の成立過程と同様に、多くの当事者が参加しました。

そして、障害者基本法をはじめ各種障害関連法が成立、改正され、2013年に障害者差別解消法が成立しました。藤井さんは法整備に当事者として中心的に関わる中で、次のように感じたそうです。「これまでの障害者政策は“あてがいぶち”のような、どこか当事者不在の感が否めませんでした。しかし、今回は一味違います。当事者による積極的な参加のもとで生み出されたため、当事者自身が法律に愛着を持ち、成熟したものに育てようとの責任感を持つことができるのです」。

障害とは何か。障害者とは誰か。 —「障害の社会モデル」

障害者権利条約で採用され、障害者差別解消法でも基本におかれている障害の捉え方に「障害の社会モデル」があります。

これまで「障害」とは、目が見えない、耳が聞こえないなど、身体や精神、知的な面の機能障害によって生じる問題と捉えられてきました。従って治療やリハビリなどによって解決すべき、個人の問題だとみなされてきました。この考え方を「医学モデル」と言います。それに対して、そうした個人の機能障害によって教育を受けられなかったり、働けなかったり、社会活動に参加できないのは、個人の機能障害を考慮しない“社会のしくみ”に原因があり、そうした社会との間で生じる様々な障壁によって「障害」が重くもなれば軽くもなるという考え方を「社会モデル」といいます。つまり、社会モデルの考え方を踏まえれば、障害者とは、「障害者手帳」を持っている人に限られないことになります。

藤井さんは次のような具体例をあげます。「全盲の私にとって視覚障害は機能障害ですが、社会生活で“障害”となるのは、情報の的確な入手や、移動の自由が制限されることです。ですから、読み上げ機能が付いたパソコンや時計を使用したり、移動時に人のサポートを受けられれば、社会生活の質は格段に改善します。政策や人の支援により社会的障壁は解消できると考えるのが社会モデルです」。

*1「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

*2「障害者の権利に関する条約」

障害者差別解消法が禁止する二種類の差別

藤井さんは、法律によって差別かどうかを判断する規範ができたことに意義があると語ります。「この法律が裁判や社会生活の様々な場面における判断や教育のよりどころとなるというわけです。これでようやく条約を受け入れる基盤ができたのです。“形式的”ではなく“実質的な批准”を求めた結果、条約批准は遅れましたが、決して無駄な時間ではなかったと思います」。法律の成立を受けて、日本は2014年1月、障害者権利条約を批准しました。



藤井克徳さん

この法律は、第一に、障害を理由とする不当な差別的取り扱いを禁止し、第二に社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を提供しないことは差別であると定めています。

第一の不当な差別的取り扱いとは、例えば聴覚障害者が病院へ行ったら「筆談の時間がとれない」という理由で受診を断られるケースや、車イスや盲導犬といった、機能障害を直接的な理由としないけれども障害に関連する理由によってサービスの提供を拒否するケースなどです。こうした区別、排除、制限は誰が見ても正当でやむを得ない場合を除き、不当な差別であり禁止されます。

「合理的配慮」とは何か

それでは第二の合理的配慮とはどのようなものでしょうか。それは当事者から社会的障壁の除去を求める意思の表明があった場合に、過重な負担が生じない範囲でその個人に対して行う支援を指します。

藤井さんは、障害者への支援を三段の重箱にたとえます。一段目はエレベーターやエスカレーターなど、すべての人にとって有益なユニバーサルデザイン。二段目は、点字や、車イス利用者向けの低い券売機など、障害者のための一般施策。そして三段目が合理的配慮です。「一口に障害といっても障害の状態や性別、年齢、成育歴などによって個々のニーズは異なります。同じ全盲でも私のような中途失明の場合と先天的な場合では、必要な支援は異なるのです。個々のニーズを考慮して個別に対応を変更・調整したりサービスの提供を行うことで平等な機会を保障するのです」（藤井さん）。知的障害がある人にルビをふった分かりやすい言葉で書かれた資料を提供する、順番を待つことが

苦手な障害者に対して周囲の理解を得た上で、手続き順を入れ替える、聴覚障害者との会議には手話通訳を入れるなどが合理的配慮の例です。

法律では国の行政機関や地方公共団体などには、この合理的配慮の提供が義務化されましたが、民間事業者に対しては努力義務とされました。藤井さんは「もともとは全て義務化する“差別禁止法”を求めています。ですから現状では条約を完全に履行するものになっていない」と課題を指摘します。

さらに、差別を原因とする相談や紛争の防止、解決を行う専門機関の設置を障害者団体は求めましたが、「予算の制限などを理由に見送られました。当面は既存の相談機関などが代行することになりますが、専任者の配置や稼働時間など、どこまで充実できるかは不透明です」。また、地域の実情に応じた支援を実施するための障害者差別解消支援地域協議会の設置は、「自治体に対して法律を実質化させるための仕掛けでしたが、これも努力義務となりました。しかし千葉県をはじめいくつかの自治体では独自の条例によってこうした課題を解決していく動きがあります」（藤井さん）。

条約や法律への理解を広げるために

藤井さんは「差別と同じくらい怖いのは『無関心』と警鐘を鳴らします。「路上で困っている障害者がいたら声をかけてみるなど、できることから構いません。障害のある人との接点が増えれば、理解も広がっていくでしょう。そして、まだ完全とはいえない法律も充実したものへと育ち、いずれ花開くはずです」。

法律は、国や地方公共団体に対して差別解消をすすめるための啓発を行うことを求めています。行政と民間が一体となり、多くの人に情報を届けるような政策が欠かせません。

障害のある人が暮らしやすい社会は、誰もが暮らしやすい社会なのです。私たちは障害者権利条約と障害者差別解消法を、誰もが平等に安心して暮らすことのできる社会づくりのための新たなスタート地点にしなければならないといえるでしょう。

インタビュー / 林 勝一（東京都人権啓発センター 専門員） 編集 / 小松 亜子

『えほん 障害者権利条約』
ふじい かつり 作
里 圭 絵
汐文社 刊



『障害者差別解消法ってなに？』
日本障害フォーラム (JDF) 刊



●NPO法人日本障害者協議会 <http://www.jdnet.gr.jp/>

東京都人権プラザ
展示室のご案内

東京都人権プラザには、様々な人権課題について解説した展示室があります。今春、展示替えとなる「企画展」と「クローズアップ人権」コーナーについてご案内します。

- 平成28年度 第I期企画展「読む人権 じんけんのほん」

世界とつながる50冊

「読む人権 じんけんのほん」シリーズの6回目。今回のテーマは多文化共生。オリンピック・パラリンピックに向けて国際都市としてのあり方が見直される今、絵本・写真集・コミックを中心に多文化に出会う本を展示します。

- 会期 平成28年 4月2日～7月31日 (予定)

- 「クローズアップ人権」コーナー 平成28年度テーマ
いのちをつなぐー若年世代の自殺対策 (仮題)

昨年の自殺者は約2万4千人。近年、減少傾向にあるとはいえ、依然として多くの命が失われています。自殺は社会的支援があれば避けられる死です。深刻な若年世代の自殺対策をクローズアップしてご紹介します。

- 会期 平成28年 3月29日から～11月末 (予定)

会場 東京都人権プラザ 展示室 (台東区橋場1-1-6) **無料**

開館時間 9:00 ～ 17:00 (土日祝も開館)

アクセス ● 浅草駅から都営バスが台東区循環バスで6分、下車徒歩4分
● 南千住駅から都営バスで6分、下車徒歩8分

● お問い合わせ
(公財) 東京都人権啓発センター 普及情報課
TEL 03-3876-5372 <http://www.tokyo-jinken.or.jp/>

電話相談のご案内

3月は東京都の自殺対策強化月間です

【特別電話相談】

ひとりで悩まないで、一緒に話しませんか。

東京都自殺相談ダイヤル

～こころといのちのほっとライン～

- 日時 2016年 3月27日(日)～31日(木) 24時間

TEL 0570-087478

- 自殺防止! 東京キャンペーン
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/tokyokaigi/torikumi/campaign/campaign_2803.html



【大学生向けこころといのちの講演会】

悩むってあたりまえ

～目指せ! ありのままマイスター～

- 第一部 講演 石井綾華 (NPO 法人 Light Ring. 代表)、大野裕 (精神科医)

- 第二部 学生によるワークショップ

ありのままマイスター

検索

- 日時 2016年 3月24日(木) 14:00 ～ 17:30

- 会場 東洋大学白山キャンパス

事前申込制

※詳細は、東京都のホームページをご覧ください。

※申込期限3月14日を過ぎても、空きがあれば参加可能です。下記までお電話を!

- お問い合わせ

東京都 福祉保健局
保健政策部 自殺総合対策担当
TEL 03-5320-4310

(公財) 東京都人権啓発センター賛助会員募集のご案内

皆様とパートナーシップを築き、人権意識の高揚、人権問題の解決に向けて、ともに手を携えてまいりたいとの趣旨から賛助会員制度を設けております。趣旨にご賛同いただき、ご加入下さるようご案内申し上げます。

個人賛助会員 一口 2,000円 団体賛助会員 一口 30,000円

- お問い合わせ

(公財) 東京都人権啓発センター
総務課

TEL 03-3876-5371

❖ 団体 皆様の 会員の	(公財) 東京都中小企業振興公社 (株) 首都圏環境美化センター (公財) 東京都歴史文化財団 (株) ミライト・テクノロジーズ 東京都中小企業団体中央会 東京都下水道サービス (株)	(一財) 東京都交通協力会 (一社) 東京都信用組合協会 東京都人権啓発企業連絡会 (公財) 東京都学校給食会 (一社) 東京環境保全協会 (株) 東京国際フォーラム	東京臨海高速鉄道 (株) (公財) 東京都環境公社 (有) 東京エイドセンター (公財) 東京しごと財団 東京都住宅供給公社 東京都職員信用組合	東京都商工会連合会 東京臨海熱供給 (株) (株) 東京ビッグサイト (公財) 東京観光財団 (公財) 東京税務協会 (公大) 首都大学東京	(一財) 東京都弘済会 自治労東京都本部 (株) 東京交通会館 東京食肉市場 (株) NPO 法人 TEOS (株) 日本アクセス	東京港埠頭 (株) (株) ゆりかもめ (有) 関東紙業
						(順不同)

● 編集後記

当事者の方にインタビューするときになることの一つ。記事に書くために過去の辛い記憶を聞き出すことで、再び傷つけてしまうことにならないか。私はそのことに気を配れているだろうか? (鮫)

「Sign with Me」でスプーをいただきながら、手話ができればとどかしさが募る。配慮のない社会でろう者はその何倍もの孤立感を日々感じていることを思う。次は手話の一つ覚えて行こう。 (H)

TOKYO人権 Vol.69 2016年春号
2016年2月29日発行 (年4回発行)

- 制作・印刷 株式会社トライ

- 発行 公益財団法人 東京都人権啓発センター
〒111-0023 東京都台東区橋場1-1-6 東京都人権プラザ内
TEL 03-3876-5372 FAX 03-3874-8346
<http://www.tokyo-jinken.or.jp/>